

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (令和3年4月1日～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	1,176	1月につき
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,172 単位	1,055	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39 単位	35	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	2,349	1月につき
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,342 単位	2,108	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77 単位	69	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	3,727	1月につき
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715 単位	3,344	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122 単位	110	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅳ)	268	1回につき
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで 267 単位	240	
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅴ)	272	
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで 271 単位	244	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅵ)	287	
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで 286 単位	257	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自)	167	
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一	事業対象者・要支援1・2(20分未満) (短時間サービス) ※1月につき22回まで 166 単位	149	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000	
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、令和3年9月30日までの上乗せ分は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

4 通所型サービス(独自)サービスコード表(令和3年4月1日～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位
A6	1112 通所型独自サービス1日割		55 単位	55 1月につき
A6	1121 通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,428 単位
A6	1122 通所型独自サービス2日割		113 単位	113 1月につき
A6	1113 通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位
A6	1123 通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	378 単位減算
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225 単位加算	225
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	チ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅳ		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120 単位加算	120
A6	6011 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1
A6	6012 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援1
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援2
A6	6101 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援1
A6	6102 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援2
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算
A6	4003 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヅ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40 1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算
A6	8310 通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超		55 単位	55 1月につき
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428 単位
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超		113 単位	113 1月につき
A6	8003 通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位
A6	8013 通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位
			定員超過の場合 × 70%	1,170 1月につき 39 1日につき 2,400 1月につき 79 1日につき 269 1回につき 277 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A6	9001 通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位
A6	9002 通所型独自サービス1日割・人欠		55 単位	55 1月につき
A6	9011 通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428 単位
A6	9012 通所型独自サービス2日割・人欠		113 単位	113 1月につき
A6	9003 通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位
A6	9013 通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位
			看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,170 1月につき 39 1日につき 2,400 1月につき 79 1日につき 269 1回につき 277 1回につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、令和3年9月30日までの上乗せ分は、すべてのパターンで、サービスコードである。